

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月22日
【届出者の氏名又は名称】	ヤフー株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6440-6170
【事務連絡者氏名】	財務本部長 坂上亮介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ヤフー株式会社 (東京都港区赤坂九丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ヤフー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社イーブックイニシアティブジャパンをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年6月10日付で提出いたしました公開買付届出書（平成28年6月20日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書、平成28年6月21日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書及び平成28年6月24日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(3) 買付予定の株券等の数

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

□ 四半期報告書又は半期報告書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

4 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(2) 本第三者割当増資

第5 対象者の状況

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

また、対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。)及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。)によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の終了後の平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行(本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。)について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合(注3)を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式2,373,400株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員による承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、平成28年6月10日から本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とすること(以下「本買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

また、対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「対象者有価証券届出書」といいます。）及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」（以下、対象者有価証券届出書と併せて「対象者有価証券届出書等」といいます。）によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付け価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合（注3）を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

（後略）

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
（訂正前）

（前略）

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、当社が対象者を連結子会社化し、当社と対象者が同一グループとなることにより、当社と対象者が、安定的な資本関係の下で、強固な提携関係を構築することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の有効な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資すること、また、当社による対象者の連結子会社化を実行するためには、当社による対象者株式に対する公開買付けにより、対象者の株主の皆様への売却の機会を確保するとともに、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法を組み合わせることにより、対象者の資金需要の全部又は一部を満たすことができると考えられることから、公開買付けに加え、公開買付けの結果を踏まえ、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法が有用であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資とを組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、同日、対象者との間において、本資本業務提携契約を締結いたしました。

なお、これまでの協議において、今回の当社による対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

（後略）

(訂正後)

(前略)

このような協議・検討・交渉の結果、当社は、当社が対象者を連結子会社化し、当社と対象者が同一グループとなることにより、当社と対象者が、安定的な資本関係の下で、強固な提携関係を構築することが、各々の成長戦略の強化・推進、双方の経営資源の有効な相互活用、当社グループとしての中期戦略の達成に資すること、また、当社による対象者の連結子会社化を実行するためには、当社による対象者株式に対する公開買付けにより、対象者の株主の皆様への売却の機会を確保するとともに、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法を組み合わせることにより、対象者の資金需要の全部又は一部を満たすことができると考えられることから、公開買付けに加え、公開買付けの結果を踏まえ、当社を割当予定先とする第三者割当の方法により対象者が発行する対象者株式を取得する方法が有用であるとの判断に至りました。そして、当社は、平成28年4月26日、対象者に対して、当社が対象者を連結子会社化することを含む資本業務提携の方法として、本取引、すなわち、当社による対象者株式に対する本公開買付け及び当社を割当予定先とする本第三者割当増資を実行することを提案しました。その後の協議・交渉を経て、当社は、平成28年6月9日、本公開買付けと本第三者割当増資とを組み合わせることにより、当社が対象者を連結子会社化することを目的として、本資本業務提携契約を締結すること、本公開買付けを実施すること、及び本第三者割当増資に関して対象者が平成28年6月9日に関東財務局長に提出した対象者有価証券届出書の効力の発生を条件として、対象者が実施する本第三者割当増資により発行する対象者株式を当社が引き受けることを決定し、同日、対象者との間において、本資本業務提携契約を締結いたしました。

その後、当社は、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、応募株券等の総数が本公開買付けの買付予定数の下限に達しない可能性があることから、平成28年7月22日、公開買付期間を平成28年8月15日まで延長し、公開買付期間を合計45営業日とする本買付条件等変更を行う旨を決定いたしました。

なお、これまでの協議において、今回の当社による対象者の連結子会社化により、以下の事業シナジーが期待されるものと考えております。

(後略)

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

(訂正前)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行(本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。)について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式(100株)と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式(但し、100株単位未満を切り上げた数)について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式2,373,400株)のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(後略)

(訂正後)

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付けと同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのこと。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。

(後略)

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成28年6月10日（金曜日）から平成28年7月22日（金曜日）まで（30営業日）
公告日	平成28年6月10日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月15日（月曜日）まで（45営業日）
公告日	平成28年6月10日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,427,700 (株)	990,800 (株)	2,427,700 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注5) 買付予定数の下限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、20.00%に相当する数(990,900株)(但し、100株単位未満を切り捨てた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。
- (注6) 買付予定数の上限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、49.00%に相当する数(2,427,800株)(但し、100株単位未満を切り上げた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,427,700 (株)	990,800 (株)	2,427,700 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(990,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式についても本公開買付けの対象となります。
- (注5) 買付予定数の下限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、20.00%に相当する数(990,900株)(但し、100株単位未満を切り捨てた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。
- (注6) 買付予定数の上限は、対象者が平成28年6月7日に提出した本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の発行済株式総数(5,354,800株)から、本四半期決算短信に記載された平成28年4月30日現在の対象者の保有する自己株式数(400,200株)を控除した株式数(4,954,600株)の、49.00%に相当する数(2,427,800株)(但し、100株単位未満を切り上げた数)から、当社が本書提出日現在所有する対象者株式(100株)を控除した株式数を記載しております。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成28年7月29日(金曜日)

(訂正後)

平成28年8月22日(月曜日)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第21期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第21期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月12日 関東財務局長に提出

事業年度 第22期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月8日 関東財務局長に提出予定

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

(訂正前)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(2) 本第三者割当増資

(訂正前)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「（5）本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

6 【その他】

(訂正前)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、公開買付期間の終了後の平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

(訂正後)

対象者は、平成28年6月9日開催の対象者取締役会において、当社を割当予定先とし、平成28年7月29日から平成28年9月12日までを払込期間とする第三者割当の方法による募集株式の発行（本公開買付け成立後の増資前完全希薄化ベースの持株割合が41.00%未満の場合、増資後完全希薄化ベースの持株割合が41.00%に達するために必要な数として発行株式総数は最大で普通株式2,373,400株、発行価額は本公開買付価格と同額である1株当たり850円、発行価額総額約2,017百万円。なお、当該発行株式総数は、本公開買付けが下限で成立した場合に発行する株式の数であり、当該発行価額の総額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行株式総数の全株式について払込みがあったものとして計算した最大値であります。）について決議しているとのことです。なお、当社は、本第三者割当増資に関して、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と本書提出日現在当社が所有する対象者株式（100株）と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの持株割合を41.00%とするために必要な数の対象者株式（但し、100株単位未満を切り上げた数）について払込みを行う予定です。他方、当社は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当増資に係る払込みの全部を行わない予定です。そのため、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式2,373,400株）のうち全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。当該第三者割当増資に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(5)本公開買付け後の株券等の追加取得予定」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

当社は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、平成28年7月22日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、平成28年7月23日付でその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。当該「公開買付条件等の変更の公告」を平成28年6月10日付「公開買付開始公告」の変更として、本書に添付いたします。